同志社大学大学院司法研究科

2019年度春学期末試験問題

科目名：○国際私法Ｉ

担当者：高橋宏司

持込参照：一切不可（「司法試験用六法」を試験会場で貸与）

試験時間：90分

講評会：

第一問　　X(甲国人)は日本に常居所を有していたが、日本法を自らの相続の準拠法として選択する遺言(「本件遺言」)を作成し、死亡した。Xの遺産に不動産は含まれていない。

甲国の国際私法は、次のとおりである。

(a条) 遺言の実質的成立要件及び効力は、その作成の当時における遺言者の本国法による。

(b条) 遺言の方式は、その作成の当時における遺言者の常居所地法による。

(c条) 相続は、被相続人の本国法による。ただし、被相続人が遺言により、常居所地法または不動産所在地法を自らの相続の準拠法として選択した場合には、選択された法による。

このような状況下で、以下の各小問に答えなさい。

(1) 本件遺言の実質的成立要件の準拠法は、何国法か。(期末試験総点80点中10点)

(2) 本件遺言の方式の準拠法は、何国法か。(期末試験総点80点中5点)

(3) 本件遺言が有効に成立しているとすると、Xの相続の準拠法は何国法か。(期末試験総点80点中5点)

第二問　　ともに日本に居住する甲国人男Xと乙国人女Yは、日本で有効に婚姻した。Xは甲国の丙州出身で、Yは乙国の丁州出身であるが、ともに、各自の出身地の州および日本以外の地には、居住した経験がない。やがて二人の間から、日本において、A(甲国と乙国の二重国籍)が生まれた。日本から見て、X・Y夫婦とAの間に嫡出親子関係が成立するには、いずれの法制度の要件が満たされればよいか。なお、本事案では、反致は成立しないものとする。また、甲国および乙国については、以下のことが分かっている。

甲国および乙国は、ともに複数の州により構成されている。甲国は、連邦法として、国際間および州際間の法の抵触を解決する法典を用意しており、それによると、嫡出親子関係の成立は、子の出生地法によるとされている。これに対し、乙国では、国際間および州際間の法の抵触を解決する法典は、各州で別々に用意されており、丁州の法典によると、嫡出親子関係の成立は、夫の本国法によるとされている。(期末試験総点80点中30点)

第三問　　甲国人女Xは、日本人男Yと甲国で知り合って婚姻し、一緒に来日して新婚生活を日本で始めた。それから2年が経過した。この状況下で、以下の互いに独立した2つの小問に答えなさい。

(1) Yについて編製された日本の戸籍のYの「身分事項」欄には、日本の戸籍法に従い、配偶者としてXの氏名が記載されており、氏は、Xが婚姻前に称していたものが記載されている。甲国法によると、妻は夫の氏を称することとなっている。また、Xは、Yの氏を称することについて、Yと婚姻の際に合意している。そこで、Xは、氏の記載の訂正の許可を求めて日本の裁判所に審判を申し立てた。Xの申立ては認められるか。(期末試験総点80点中10点)

(2) Yは、来日後3ヶ月の時点で、Xのもとを去り、以来、日本国内の別の場所で別の女と同居している。生活資金に困窮したXは、Yを相手取って、Xとの同居および婚姻費用分担を請求し、日本の裁判所に審判を申し立てた。各請求の準拠法は何国法か。(期末試験総点80点中20点)